

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

〔平成八年六月十四日 法律第八十五号〕

治 平 成 九 年 五 月 九 日 号 外 法 律 第 五 〇 号 〔 密 着 市 街 地 における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律附則八項による改 正 〕
平 成 一 一 年 二 月 二 日 号 外 法 律 第 一 六 〇 号 〔 中 央 官 庁 等 改 革 関 係 法 律 第 九 八 号 による改正 〕
平 成 一 四 年 七 月 二 二 日 号 外 法 律 第 八 十 五 号 〔 建 築 手 続 法 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 一 六 号 による改正 〕
平 成 一 六 年 六 月 二 日 号 外 法 律 第 七 七 号 〔 建 築 手 続 法 全 性 及 び 市 街 地 の 防 災 機 能 の 提 高 等 関 係 関 連 法 律 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 二 二 号 による改正 〕
平 成 一 六 年 六 月 二 日 号 外 法 律 第 七 六 号 〔 建 築 手 続 法 の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 一 一 号 による改正 〕
平 成 一 六 年 六 月 一 八 日 号 外 法 律 第 一 一 二 号 〔 建 築 手 続 法 の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 七 号 による改正 〕
平 成 一 八 年 六 月 二 日 号 外 法 律 第 一 〇 号 〔 設 置 回 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 関 係 法 律 の 公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 の 認 定 等 関 係 法 律 の 施 行 に 伴 っ て 関 係 法 律 の 提 高 等 関 連 法 律 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 一 六 号 による改正 〕
平 成 一 八 年 六 月 二 日 号 外 法 律 第 一 〇 号 〔 建 築 手 続 法 全 性 の 提 高 等 関 連 法 律 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 〇 号 による改正 〕
平 成 二 〇 年 五 月 三 日 号 外 法 律 第 四 〇 号 〔 地 域 にお ける 歴 史 的 景 観 の 維 持 及 び 関 連 する 法 律 附 則 一 二 号 による改正 〕

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

の特別措置に関する法律をここに公布する。
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一條 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行がなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百三十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び景観法(平成十六年法律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
本条…一部改正(平成十六年六月法律七六号・一一九号)

第二條 著しく被害が及ぶ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るに、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として取り扱うこととする。この場合において、当該非常災害を特定非常災害として取り扱うこととする。

第三條 次掲げる権利利益(以下「特定権利利益」といふ。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(官内府法)(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において適用する場合を含む。(若しくはは國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは官内府法第八條第五項若しくはは國家行政組織法第十四條第一項の告示)以下「法令」といふ。)の施行に関する事務を所掌する國の行政機関(内閣府、官内府並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに國家行政組織法第三條第二項に規定する機関)をいふ。以下同じ。(一)の長(当該國の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は國家行政組織法第三條第二項に規定する機関)である場合は、当該長(長官)をいふ。特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対して適用すべき措置を指定し、加へなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。
(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三條 次掲げる権利利益(以下「特定権利利益」といふ。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(官内府法)(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において適用する場合を含む。(若しくはは國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは官内府法第八條第五項若しくはは國家行政組織法第十四條第一項の告示)以下「法令」といふ。)の施行に関する事務を所掌する國の行政機関(内閣府、官内府並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに國家行政組織法第三條第二項に規定する機関)をいふ。以下同じ。(一)の長(当該國の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は國家行政組織法第三條第二項に規定する機関)である場合は、当該長(長官)をいふ。特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたこととして取り扱われなければならない。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項(以下「新たな」)に当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めるものとする。前項の規定は、(一)の場合に限りてて適用する。

4 前二項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他を発生させた事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合において他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五條 特定非常災害にかつたその財産をもつて債務を清算する(以下「債権者」)たる法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令(以下「条」)に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算

災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益があつてその存続期間が既に満了したものを回復せしめるための必要と認められるとき、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める(以下「延長期間」といふ。)の範囲として、(一)の特定の権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることとする。

一 法令に基づいて行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。以下「付与された権利」その他の権利)であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づいて行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。以下「付与された権利」その他の権利)であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項(以下「地域を単位として」)当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行つたものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」といふ。)、は、特定非常災害の被害者の

あつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものとして、延長期間までの期日を指定してその満了日を延長するものとする。

4 延長期間が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期間の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の國の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項(以下「新たな」)に政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置を講ずることとする。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他を発生させた事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置(以下「他の」)法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

第一條(一部改正)平成二十二年二月法律一六〇号

附 則

第一條(一部改正)平成二十二年二月法律一六〇号

一 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日（平成九年二月八日）から施行する。

（施行期日）

〇中央省庁等改革関係法（平成一年二月二二日法律第六〇号）

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基いて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してなされた申請、届出その他の行為は、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

三 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がなされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これら、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がなされていないものとして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一年二月二二日法律第六〇号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 前略（第千三百四十四条の規定、公布の日）

二 略

附 則（平成十四年七月二二日法律第八五号）

（施行期日）

第一条（平成十四年七月二二日法律第八五号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成十四年二月政令三三〇号により、平成一五・一・一から施行〕

附 則（平成一六年六月二日法律第六七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成一七年五月政令一九一号により、平成一七・六・一から施行〕

附 則（平成一六年六月二日法律第六七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号、次条第八項並びに附則第三條第八項、第五條第八項、第十六項及び第二十一項、第八條第三項並びに第十三條）において「新破産法」とし、（の施行の日）平成一七年一月一日から施行する。〔後略〕

（政令への委任）

第十四条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律一二二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十

二 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をする（ことができない）ときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消す（ことが）できる。

四 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

五 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることができない。

（民法調停法による調停の申立ての手料の特例に関する措置）

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事

上の法律關係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、營業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手料を納めることを要しない。）（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第七条 建築基準法第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に應ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある（かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。）を、当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しうとするときも、同様とする。

本条…一部改正（平成九年五月法律五〇号）一四
 年七月八号、一六年六月六七号、一八年六月九

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に應ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある（かつ、これを存続させるも良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。）を、当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しうとするときも、同様とする。

本条…追加（平成一六年六月法律一二二号）

附 則（抄）

（施行期日等）

一 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定、平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定、平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則（平成九年五月九日法律第五〇号）

号)の施行の日から施行する。ただし、「中略」第十七条「中略」並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、愛媛法附則ただし書に規定する日〔平成十七年六月一日〕から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成十八年六月二日法律第五〇号抄〕

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔平成十八年六月二日法律第五〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、一般社団法人・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〕平成十八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二十年二月一日〕から施行する。〔後略〕

附則〔平成十八年六月二日法律第九二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成十九年三月政令四八号により、平成一九・二〇から施行〕

附則〔平成二十年五月三日法律第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二十年一月〇月政令三三六号により、平成二〇・二一・四から施行〕

◎被災者生活再建支援法

〔平成十年五月二十二日〕
法律第六十六号

沿革

平成十一年二月二日号外法律第六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法(一〇〇号)による改正〕

平成十六年三月三十一日号外法律第一三三号〔第一次改正〕

平成十八年六月二日号外法律第五〇号〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一六六号)による改正〕

平成十九年十一月十六日号外法律第一一四号〔第二次改正〕

被災者生活再建支援法を(一)公布する。

被災者生活再建支援法

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条―第五(条))

第三章 被災者生活再建支援法人(第六条―第十七(条))

第四章 国の補助等(第十八条―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条、第二十二(条))

第六章 罰則(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)